

試験検査成績書

鹿児島県 第 21260010820 号

住 所 鹿児島県垂水市本城3908-1

発行日 令和8年 9 月 15 日

依頼者 エスオーシー株式会社

様

試料名称 上本城工場(温泉水99)
2026. 8. 20製造

公益社団法人鹿児島県薬剤師会
会長 小田 原 弘

〒890-8589 鹿児島市千代町一丁目8番15号
電話099-253-8935(代) FAX099-255-2850

付記事項 ミネラルウォーターの成分規格試験
(ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの)

令和8年8月25日 受付の検体について検査した結果は次のとおりです。

No	検査項目	検査結果	単位	規格・基準値
1	混濁	認めない	---	認めない
2	沈殿物又は固形の異物	認めない	---	認めない
3	大腸菌群	陰性	---	陰性
4	アンチモン	0.0005未満	mg/L	0.005以下
5	カドミウム	0.0003未満	mg/L	0.003以下
6	水銀	0.00005未満	mg/L	0.0005以下
7	セレン	0.001未満	mg/L	0.01以下
8	銅	0.01未満	mg/L	1以下
9	鉛	0.001未満	mg/L	0.01以下
10	バリウム	0.1未満	mg/L	1以下
11	ヒ素	0.001未満	mg/L	0.01以下
12	マンガン	0.001未満	mg/L	0.4以下
13	六価クロム	0.002未満	mg/L	0.02以下
14	亜塩素酸	0.06未満	mg/L	0.6以下
15	塩素酸	0.06未満	mg/L	0.6以下
16	クロロ酢酸	0.002未満	mg/L	0.02以下
17	クロロホルム	0.001未満	mg/L	0.06以下
18	残留塩素	0.1未満	mg/L	3以下
19	シアン(シアンイオン及び塩化シアン)	0.001未満	mg/L	0.01以下
20	四塩化炭素	0.0002未満	mg/L	0.002以下
21	1,4-ジオキサン	0.004未満	mg/L	0.04以下
22	ジクロロアセトニトリル	0.001未満	mg/L	0.01以下
23	1,2-ジクロロエタン	0.0004未満	mg/L	0.004以下
24	ジクロロ酢酸	0.003未満	mg/L	0.03以下
25	ジクロロメタン	0.002未満	mg/L	0.02以下
26	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	mg/L	0.04以下
27	ジブロモクロロメタン	0.001未満	mg/L	0.1以下
28	臭素酸	0.001未満	mg/L	0.01以下
29	亜硝酸性窒素	0.004未満	mg/L	0.04以下
30	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.1未満	mg/L	10以下
31	総トリハロメタン	0.001未満	mg/L	0.1以下
32	テトラクロロエチレン	0.001未満	mg/L	0.01以下
33	トリクロロエチレン	0.0004未満	mg/L	0.004以下
34	トリクロロ酢酸	0.003未満	mg/L	0.03以下
35	トルエン	0.04未満	mg/L	0.4以下
36	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.007未満	mg/L	0.07以下
37	フッ素	0.56	mg/L	2以下
38	ブロモジクロロメタン	0.001未満	mg/L	0.03以下
39	ブロモホルム	0.001未満	mg/L	0.09以下
40	ベンゼン	0.001未満	mg/L	0.01以下
41	ハウ素	0.5未満	mg/L	5以下
42	ホルムアルデヒド	0.008未満	mg/L	0.08以下
43	有機物等(全有機炭素)	0.3未満	mg/L	3以下
44	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.000005未満	mg/L	0.00005以下
45	味	異常なし	---	異常でないこと
46	臭気	異常なし	---	異常でないこと
47	色度	0.5未満	度	5以下
48	濁度	0.2未満	度	2以下

規格・基準値:昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」による。